

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ

介護予防訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 要望及び苦情対応

(1)当施設には、要望及び苦情対応のための相談窓口が常設されております。サービスに対する相談苦情等は、迅速に対応いたしますので担当者までご連絡ください。

相談窓口担当者 池澤 由美江 0248(24)2525

(2)要望及び苦情に対して公正に対応するため、施設長を苦情解決責任者とする苦情対応委員会を設置しています。委員は施設長をはじめ常設窓口担当者、各部門長及び法人が選定する第三者で構成され、合議による解決方策を提供します。

2. 施設の概要

(1)名称及び定員等

施設名	医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ
開設年月日	平成17年4月1日(訪リハ平成22年6月1日)
所在地	福島県西白河郡西郷村字下前田東4番地
連絡先	電話：0248(24)2525 FAX：0248(21)2525
管理者氏名(施設長)	佐藤 健(医師)
介護保険指定番号	0752880013

(2)運営理念

- ①リハビリテーションを通じた地域交流の中から、高齢者の豊かな知識・経験・技術を受け継ぎ、安らぎのある理想社会の創造を目指します。
- ②地域における介護・福祉サービスの中核施設となり、家庭復帰・在宅介護を支援するトータルヘルスケアを提供します。

(3)介護予防訪問リハビリテーションの運営目的

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ②介護予防訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- ③介護予防訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村などの地域の保健・医療福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ④サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者等に対して療養上必要な事項が理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者に同意を得て実施するよう努める。

(4)職員の職種、員数及び職務の内容

①管理者 1名(介護老人保健施設兼務)

管理者は、介護予防訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

②医師 1名以上(介護老人保健施設兼務) ※1名は管理者兼務

訪問リハビリテーション計画の作成に係る診療を行う。また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指示指導や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

③理学療法士及び作業療法士 1名以上（介護老人保健施設兼務）

利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な介護予防訪問リハビリテーションを提供する。

(5) 利用案内

①営業日 月曜日から土曜日まで（12月31日から1月3日までを除く）

②営業時間 午前9時00分から午後5時00分まで

(6) 通常の事業実施地域

介護予防訪問リハビリの通常のサービス実施地域は、旧白河市、西白河郡西郷村となります。

3. 利用料金

(1) 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用料金（要支援1・2の方）

※利用者の負担額は、1割または一定以上の所得のある方は2割・3割の負担となります。

①介護予防訪問リハビリテーション費 《基本訪問時間は、1日40分（20分を2回）となります》

	1割負担	2割負担	3割負担
20分（1回）	298円	596円	894円
40分（20分を2回）	596円	1,192円	1,788円
60分（20分を3回）	894円	1,788円	2,682円

※以下の加算料金は、1割負担の場合の自己負担金額です。

②「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」 所定単位数の15%を加算

③「中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算」 所定単位数の5%を加算

④「短期集中リハビリテーション実施加算」

退院（所）日又は認定日から起算して3月以内 1日につき 200円

⑤「退院時共同指導加算」 1回につき 600円

⑥「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」 1回につき 6円

「サービス提供体制強化加算（Ⅱ）」 1回につき 3円

⑦事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合、所定単位数から1回につき50単位が減算されます。

⑧利用を開始した日の属する月から12月を超えて利用した場合、所定単位数から1回につき30単位が減算されます。

※通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額が徴収されます。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額が徴収されます。

◆ 通常の実施地域を越えて1kmにつき 55円

(2) 利用中の中止

①風邪など病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容変更または中止することがあります。その場合、指定された方に連絡のうえ適切に対応します。また、必要に応じて速やかに医師の診察、または主治医に連絡を取るなど必要な処置を講じます（※サービスを中止した場合、同月内であれば定員に余裕がある日に振り替えることが出来ます）

③利用者またはその家族等（身元引受人）が、利用料金を支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内にお支払いがない場合

(3) 支払い方法

毎月末に精算し、翌月15日頃迄に利用契約書にご記入いただいた請求先に手渡し、もしくは郵送いたします。

お支払いは、請求書の到着月末までに受付窓口（窓口での現金取り扱いは、月～金曜日の午前8時30分から午後6時30分となります。土曜日・祝日は午前8時30分から午後5時30分まで、日曜日については現金の取り扱いは致していません。）、又は銀行振込にてお支払いくださいますようお願いいたします。なお、取り扱いについてご希望がありましたら、事務窓口までお申し出ください。

4. 各医療機関との連携

(1) 協力医療機関

◇福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院
福島県白河市豊地上弥次郎2-1（当施設より約5Km 車10分）

◇医療法人社団恵周会 白河病院
福島県白河市字六反山10-1（当施設より約5Km 車10分）

(2) 協力歯科医療機関

◇ゆりのき歯科クリニック（当施設より約50m 徒歩1分）
福島県西白河郡西郷村字下前田東5-1 大松ビル3F

※協力医療機関ならびに協力歯科医療機関に対しては、利用者の状態が急変した場合、速やかに対応していただけるようお願いしております。

5. 緊急及び事故発生時の対応

(1) 利用者に、容態の急変、または事故等が発生した場合、利用契約書にご記入いただいた連絡先に連絡するとともに、速やかに医師による診察、救急処置または主治の医師または歯科医師等に連絡、必要と判断した場合は、消防署及び協力医療機関への連絡、搬送または搬送連絡等必要な措置を講じます。

(2) 利用者又は家族等に損害を与える事故の発生を確認した場合、速やか市町村に連絡し、必要な措置を講じます。また、それに伴う賠償等の請求が発生した場合、誠意を持って話し合い双方の合意をもって行うものとします。

(3) 緊急時の連絡先は、利用契約書にご記入いただいた連絡先に連絡することとし、速やかに必要な措置を講じます。

6. 高齢者虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、虐待を防止するための責任者の選定や職員に対する研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、サービス提供中に、職員又は介護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

7. 身体拘束止

身体的拘束等の適正化のために委員会の設置、会議開催、指針の整備、研修の定期的な実施等を講じます。

8. 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を講じます。

9. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及

び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定した上で、職員等に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

10. ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者やその家族が職員に対して行う、暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

11. 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族等に対する秘密の保持について

管理者及びその職員は、利用者及びその家族等から、サービスを提供する上で知り得た情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、これを保持する義務は、利用終了後および職員の離職後も継続します。ただし、下記の事項については、利用者およびその家族等から、あらかじめ文書による同意を得た上で、情報提供を行うことがあります。

- ① 介護保険サービスの利用のため市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための勉強会や研修会等での事例研究発表等では、利用者および家族等の個人が特定できないようにすることを厳守します。

※重要事項に対する説明確認について

1. 当施設をご利用いただくにあたり、利用者及び身元引受人に対して、介護老人保健施設ニコニコリハビリ介護予防訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書に基づき必要な説明を行ない同意されましたので、一部交付いたします。

令和 年 月 日

福島県西白河郡西郷村字下前田東4番地

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ

管理者 佐藤 健 印

説明者 所属
氏名

2. 私は、介護老人保健施設ニコニコリハビリ介護予防訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書により、当該施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

身元引受人 住所
氏名

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ
介護予防訪問リハビリテーションサービス利用同意書

1. 当施設をご利用いただくにあたり、利用者及び身元引受人に対して、介護老人保健施設ニコニコリハビリ介護予防訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書に基づき必要な説明を行ない同意されましたので、一部交付いたします。

令和 年 月 日

福島県西白河郡西郷村字下前田東4番地

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ

管理者 佐藤 健 印

説明者 所 属
氏 名

2. 私は、介護老人保健施設ニコニコリハビリ利用約款及び介護予防訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書に基づき、当該施設についての重要事項の説明を受け、これらを十分に理解したうえで利用することに同意いたします。

同意年月日 令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名

身元引受人 住 所
氏 名

医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用契約書

介護保険法令における要介護認定区分が要支援及び要介護認定者（以下「利用者」という）と医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ（以下「当施設」という。）は、介護保険法令における介護予防訪問リハビリテーションサービスにおいて次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

当施設が、介護保険法令の趣旨及び介護老人保健施設ニコニコリハビリ利用約款（以下「利用約款」という。）に従ってサービスを提供すること、ならびにサービスを受けた者及び身元引受人が利用約款に基づき、利用料を支払うことについて取り交わすことを目的とします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者は、利用約款の改定が行われたい限り利用同意書の提出をもって、くり返し当施設を利用することができます。

第3条（介護予防訪問リハビリテーション計画）

当施設では、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「介護予防訪問リハビリテーション計画」を作成します。当施設は「介護予防訪問リハビリテーション計画」の内容を利用者及び身元引受人に説明します。

第4条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他所法令の趣旨を尊重し、双方が誠意を持って協議し定めることとします。

第5条（連帯保証人）

連帯保証人は、本施設サービス利用契約に基づき利用者が負担する一切の債務を保証し、利用者と連帯して金100万円の限度内で債務履行の責任を負います。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日
 契約者氏名 当施設 福島県西白河郡西郷村字下前田東4番地
 医療法人社団博英会介護老人保健施設ニコニコリハビリ
 管理者 佐藤 健 印

フリガナ
 利用者 住 所
 フリガナ
 氏 名 印
 フリガナ
 身元引受人兼連帯保証人 住 所
 フリガナ
 氏 名 印

※利用約款第8条の請求書送付先

フリガナ 氏 名	続 柄	電話番号 携帯番号
〒 住 所		

※利用約款9条の緊急時連絡先

フリガナ 氏 名	続柄	電話番号 携帯番号	勤務先
①		電話 携帯	
②		電話 携帯	
③		電話 携帯	
かかりつけ医師		病院 医院	先生
		病院 医院	先生
		病院 医院	先生

